

## 都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業（市街地再開発事業、街路事業及び公園整備事業等）や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業等に要する費用に充てるため、目的税として課税しています。

令和2年度における都市計画事業等及びこれに充当する都市計画税は、次のとおりです。

### 【歳入】

○都市計画税決算額 1,619,155 千円

### 【歳出（充当事業）】

(単位：千円)

事業名	令和2年度 決算額	財 源 内 訳				
		国・県 支出金	地方債	その他	一般財源	うち 都市計画税
街路事業	0	0	0	0	0	0
公園整備事業	0	0	0	0	0	0
土地区画整理事業	408,206	78,121	89,500	63,019	177,566	177,566
市街地再開発事業	0	0	0	0	0	0
下水道整備事業	0	0	0	0	0	0
地方債償還費 (一般会計分)	388,632	0	0	0	388,632	276,471
地方債償還費 (下水道事業特別会計分)	1,637,793	0	0	0	1,637,793	1,165,118
合計	2,434,631	78,121	89,500	63,019	2,203,991	1,619,155

### 【都市計画税の充当割合】

